

令和８年度		「皆さまから寄せられた提言・提案などへの回答要旨」	5. 教育・文化・スポーツ
No.	件名・内容	回答	
1	子育て施策に関する提案（家庭で過ごす時間の確保について） （内容） こどもへの外部的な支援施策に加え、親子が家庭で過ごす時間を確保できる環境の実現が重要である。 また、そのような環境の整備は、子育て世帯にとって魅力あるまちづくりにもつながるものと考えられます。 【受付 No.】 ８－２００１ 【受付日】 令和８年４月１１日	国においては、育児・介護休業法の改正により、テレワークの導入や柔軟な働き方の推進など、仕事と育児の両立支援が進められており、企業には親子で過ごす時間を確保しやすい職場環境の整備が求められています。 また、助成金制度や認定制度により、事業主への支援も行われています。 本市においても、「上尾市こども計画」を新たに策定し、そのなかで仕事と子育ての調和の推進に取り組んでおり、これまで啓発活動や情報提供を実施してきました。 今後は、社会情勢の変化を踏まえ、両立支援に関する情報発信の充実を図り、親子で過ごす時間の確保につながるよう取り組んでいきます。 （担当） こども支援課（電話） 048-783-4962	
2	市民野外プールの設置について （内容） ２０２６年の夏も４０度以上の気温が予想される。昭和の時代は夏になれば子供も大人も野外のプールで涼をとったものだが、野外プールの廃止が多く、自治体が逆行しているように感じる。 上尾市は今後野外プールの設置（建設）の予定はないか。 【受付 No.】 ８－２００２ 【受付日】 令和８年５月１日	さいたま水上公園は、半世紀にわたり多くの市民に親しまれ、幅広い年代の方々が身近に楽しめるプールとして、健康づくりや地域の賑わい創出に大きな役割を果たしてまいりました。 また、子どもたちが身近に楽しみながら水に親しめる場としても、プール施設の必要性は非常に高いものと認識しております。 一方で、屋外プールは、近年の猛暑やゲリラ豪雨など、気象条件に大きく左右される課題がございます。 加えて、熱中症の危険性が高まる場合には、安全面から利用を制限する必要もがございます。 本市としては、今後も市民が日常的にプールに親しむことができるよう、屋内プール施設や学校プールの市民開放について、検討を進めてまいりたいと考えております。 （担当） スポーツ振興課（電話） 048-781-8112	

3	外国人児童生徒保護者補助金制度への提言 (内容) 近年、物価高騰や社会保険料の負担増加に伴い、多くの日本人家庭が家計の圧迫に苦しみ、教育費の負担も年々重くなっている中、上尾市に暮らす日本人の子どもよりも、日本の義務教育制度の枠外にある教育機関であり、日本の公立学校とは性質が異なる外国人学校に通う児童生徒の保護者に対する補助金制度があることは、日本人の子どもや家庭よりも外国人学校を優先しているように見受けられ、日本人に対する逆差別と受け止められても仕方のない状況を生み出していると考えます。 限られた税金は、就学援助制度の拡充・給食費負担の軽減・教材費支援の充実・子育て世帯への直接支援など、まずは上尾市の子どもたちとその家庭への支援に優先的に充てるべきです。 当該補助金制度の廃止、縮小または抜本的な見直し・制度の必要性及び効果の公表・削減した予算を就学援助等の日本人家庭向け支援へ振り向けることについて要望いたします。 税金は市民のために使われるべきであり、市民の理解を得られない支出は見直されるべきであるので、上尾市民として、公平性と納税者への説明責任を重視した行政運営を強く求めます。 【受付 No.】 8－2008 【受付日】 令和8年6月14日	本制度は、外国人学校に通学する市内在住の児童生徒の保護者に対して、当該学校に就学する児童生徒の学校における学びを支援し、教育的負担の軽減を図るものため、その費用の一部を補助する制度です。本市以外の県内複数の自治体においても同様の制度を設けております。 また、上尾市教育委員会では、就学援助費の支給金額の拡充や今年度から小学校給食無償化にあわせた中学校給食費の助成など、保護者の教育に関する支援の拡充を実施し、教育費の負担軽減を図っているところです。 なお、本制度のホームページへの掲載につきましては、上尾市ホームページにおいて「行政評価」で確認いただければと存じます。 以上のことから、本制度につきましては、縮小や廃止の予定はありませんが、今回の提言につきましては、貴重なご意見として承らせていただきますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。 (担当) 学務課 (電話) 048-775-9604
---	---	---

4	文化資源のアーカイブについて (内容) 磁気テープと紙媒体の急激な劣化によって、貴重な文化資源が失われていくことに対し、デジタル保存での暫定処置を取るべきであり、行政機関は行政の保存する資料のデジタル保存にとどまらず、在野における領域においても可能な範囲で同様の手法を取るべきであると提言します。 【受付 No.】 8 - 2 0 1 3 【受付日】 令和 8 年 7 月 2 1 日	上尾市では、これまでも公文書や広報誌などのデジタル化を進めてまいりました。また、文化財の分野では、市内の無形民俗文化財の映像記録を制作し、「上尾文化遺産ガイド」としてホームページにて公開しておりますほか、過去に市が作成した PR 動画のデジタル化等に取り組んでおります。 個人のご家庭や地域団体などが所蔵する貴重な文化資源につきましては、その価値を審議会や専門家に諮りながら、デジタル保存についても検討してまいります。 (担当) 生涯学習課 (電話) 048-775-9496
5	『上尾市立小・中学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画』の本文に法的根拠等を明文化することについて (内容) 市の行政（教育行政を含む）が策定する各種計画等は、その法的根拠や計画に至る背景等を市民に向けて明確にするのは当然です。しかしながら、上尾市教育委員会が策定した、令和 8 年 4 月『上尾市立小・中学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画』（以下『実施計画』）は、以下の点で不備であると考えられます。 1. 『実施計画』本文には次の法的根拠が示されていません。 ■ 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）第 8 条（計画策定義務） ■ 給特法第 7 条（指針に即した策定義務） ■ 文部科学省指針の名称・公布日 ■ 総合教育会議への報告義務 2. 行政文書としても不備があります。 ■ 根拠法令 ■ 根拠通知・指針 ■ 計画の法的位置づけ ■ 計画の対象期間・義務内容 実際には、『実施計画』はこれらを欠いており、法的	「上尾市立小・中学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」（以下、実施計画）の本文に法的根拠等を明文化することについては、御意見として承ります。 なお、御指摘いただいた 4 点につきましては、以下のとおり、回答いたします。 はじめに、実施計画は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下、給特法）第 8 条に基づいて策定したものでございますが、根拠法令を明記していないだけで、直ちに「行政文書として不備」となる根拠はないと認識しております。 次に『指針』との整合性の不明確さについてですが、実施計画は、文部科学省が示している「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」と整合を図ったうえで作成したものでございます。 3 点目の「総合教育会議への報告義務の不記載」についてですが、給特法には、実施計画内に総合教育会議への報告義務を記さなければならない旨の記載はないことから、必ず記載することとは捉えておりません。 4 点目の「計画の法的位置づけが市民・教職員に伝わりません」につきましては、上記で示したように、実施計画は給特法を根拠に作成したものでございます。今後市民や教職員から問い合わせがあった場合には、丁寧に説明してまいります。

根拠等が示されていないため、市の計画という行政文書としての適正性を欠くのではないのでしょうか。 3. 法的整合性の観点から、以下の指摘をいたします。 (1) 法的根拠の欠落 ＊法的計画にもかかわらず、『実施計画』に根拠法令を明記しないことは、行政文書として重大な不備と言えます。 (2) 「指針」との整合性の不明確さ ＊給特法第7条は「指針に即して策定する」義務を課しています。しかし計画本文には「指針」の名称・公布日・参照条項がないため、市民として「指針」との整合性が検証できません。 (3) 総合教育会議への報告義務の不記載 ＊給特法第8条は、計画の実施状況を総合教育会議に報告する義務を規定していますが、『実施計画』にはこの義務が記載されていません。 (4) 計画の法的位置づけが市民・教職員に伝わりません。 『実施計画』に法的根拠が明文化されていないことから、『実施計画』が「市独自の政策」なのか「法的計画」なのかが本文から判別できません。これは行政の説明責任回避とも言えます。 教育委員会令和8年2月定例会の席上、「給特法」改正により『実施計画』を提案すると事務局から口頭でごく簡単に説明がされましたが、傍聴者や後日教育委員会の会議録を見た者でない限り、大半の市民はそのことを知りません。 したがって、上述のとおり『実施計画』本文に法的根拠等を明示しないのは、教育行政として明らかに不備であることは明らかなです。何よりも市民への説明責任を果たすという観点から、『実施計画』は提言者が指摘した点を明確にしたうえで、早急に本文に法的根拠等を明文化することを提言します。 【受付 No.】 8－2015 【受付日】 令和8年8月5日	(担当) 学務課 (電話) 048-775-9604
--	-----------------------------------

6	スケートパークを上尾市内に (内容) スケートパークを作ってほしいです。 水上公園の跡地に整備されることを期待しています。 【受付 No.】 8－2016 【受付日】 令和8年8月6日	当市では、幅広い世代の市民の皆様が、より安全・安心に利用できるスポーツ施設の在り方を検討しており、近年注目のアーバンスポーツやユニバーサルスポーツなど、誰もがスポーツに親しみやすい環境整備は、大変重要なことと認識しております。 ご提案のように、さいたま水上公園跡地などの、県が所有する公共施設の有効活用も含め、今後の施設整備の検討において参考にさせていただきます。 (担当) スポーツ振興課 (電話) 048-781-8112
7	来年度以降の平和学習中学生派遣事業の取り組みについて、市長判断でおこなうことを提言します。 (内容) 上尾市では、「被爆地での平和学習のための中学生派遣事業」の取り組みが行われていません。このことについて、市議会の令和7年9月における一般質問に対する学校教育部長答弁によれば、平和学習中学生派遣事業の取り組みを行わない理由は、(1)式典の開催時期や開催場所、(2)各中学校では「授業において平和に関する学習を実施している」ことなどから、(3)市民生活部と検討した結果、(被爆地への中学生派遣は)現時点では予定していない、とのことですが、この学校教育部長の答弁は以下のとおり矛盾しているか、他の事業との整合性がありません。 (1)他の自治体(さいたま市や杉並区など)では平和学習中学生派遣事業を広島や長崎における平和祈念式典の時期に実施しており、派遣しない理由として「式典の開催時期や開催場所」を挙げている学校教育部長の市議会答弁は整合性が無く、妥当性を欠いています。 (2)上尾市の各中学校では、極めて多額の予算(3年間で約5億円)により業務委託したALTを活用して「授業において英語教育を実施している」ことに加えて、毎年「中学生海外派遣研修」が多額の予算(2400万円以上)が投じられ実施されています。したがって、同じ論理を被爆地へ中学生を派遣する平和学習に適用していないため、政策目的の整合性	まず、学校教育における取り組みとしましては、平和学習について、教育基本法に則り、教科指導や道徳、特別活動などで戦争や地域紛争の歴史及び背景、戦争の悲惨さや命の貴さ、人権の尊重を理解し、国際社会の一員として平和な社会を築いていくことの大切さについて学んでおります。このような学習を通して、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質の育成を図っているところでございます。 また、学校教育における取り組みのほかにも、市が実施する非核平和パネル展など、市長部局における平和事業につきまして、教育委員会の配信メールを活用し、市内小中学生やその保護者への周知に協力しているところでございます。なお、当該パネル展では、一部会場において、広島市より借用した原爆被害等を疑似体験できるVRゴーグルの体験ブースが設けられており、毎年多くの児童・生徒が来場し、VRゴーグルや写真パネルを通じて戦争の恐ろしさや平和の尊さを学んでいるところでございます。 本市では、学校教育における平和学習を基本とし、あわせて市長部局における平和啓発も行っているところでございます。 以上の取り組みを踏まえ、教育委員会及び市長部局双方で協議した結果、市内において戦争の実相や平和について学ぶ環境が整えられているという結論に再度至ったことから、中学生派遣の実施は予定しておりません。 (担当) 指導課 (電話) 048-775-9672

	を欠いています（被爆地へ中学生を派遣するほうが、中学生海外派遣より格段に少額の予算で対応できます）。 (3)「市民生活部と検討した」中身が市民にはまったく公表されていないことから、行政としての説明責任が果たされていません。 以上の事実関係や、昨今の世界情勢を考えれば、今こそ平和学習が必要なことは明らかなです。 そこで、来年度以降の平和学習中学生派遣事業の取り組みについて、安易に教育委員会に全面的に依拠するのではなく、市長判断でおこなうことを提言します。 【受付 No.】 8－2017 【受付日】 令和8年8月12日	
8	教育委員と教委事務局は「情報公開制度の目的と意義」を認識すべきです (内容) 教育委員会6月定例会で「情報公開請求の状況」について、教育委員から「業務が増えるのではないか」との質問に対して、教育総務課長は「件数が多い所属に関しては、それ相応の事務負担となっている」旨回答しています。これは教委定例会という公的な場での発言であり、当然個人の見解ではなく、責任ある発言であると解されますが、情報公開制度の趣旨や目的、市民の権利については一切言及されませんでした。 提言者が情報公開請求し確認したところ、教育委員が就任した際に「上尾市情報公開条例」とりわけ第1条「市民の知る権利の尊重」「市民による市政の参加の充実」「公正で開かれた市政の発展に寄与する」および第26条「実施機関（教育委員会など）は市政に関する正確で分かりやすい情報を市民が迅速かつ容易に得られるよう、積極的な情報提供に努める」「市民が必要とする情報を的確に把握するよう努めるものとする」について教育委員に伝えている痕跡が無いこと、さらに、教育総務課長自身、採用以来上尾市の情報公開制度についての研修を受講した痕跡が無いことも判明しました。	ご指摘のあった令和8年教育委員会6月定例会での教育総務課長の発言については、上尾市情報公開条例第25条の規定に準じて、上尾市教育委員会が保有する公文書の公開に係る令和7年度の実施状況について教育委員会へ報告し、教育委員からの質疑に対して、答弁したものです。このことから、教育委員会において、情報公開制度の趣旨や目的にまで言及する必要はないものと認識しております。 また、情報公開請求に係る決定等の決裁は、原則として課長専決であることから、教育委員就任時に情報公開制度の趣旨や目的について、教育委員へ説明する必要性はないと考えますが、令和8年度の実施状況の報告の際には、その趣旨や目的について説明するよう努めてまいります。 なお、教育総務課長を含む事務局職員におきましては、日々の情報公開業務を通じて条例や運用手引等を常時確認しており、本制度の趣旨や目的について理解・認識したうえで業務にあたっております。 以上のことから、今回のご提言につきましては、参考意見として頂戴させていただきます。 (担当) 教育総務課（電話）048-775-9469

	以上の事実関係から、教育委員や教育総務課長（教委事務局職員）は「情報公開制度の目的と意義」をあらためて認識すべきであると考えます。具体的には、「上尾市情報公開条例」は市民の知る権利や実施機関の努力義務について定めた基本的な例規であることから、教育委員就任の際には上尾市の情報公開制度についてレクチャーすること、また、教育総務課長を含めた教育委員会事務局職員は情報公開制度について研修することを提言します。 【受付 No.】 ８－２０１８ 【受付日】 令和８年８月１６日	
--	---	--